

第十三回国会 農林委員會 議録 第三十四号

昭和二十七年五月十五日(木曜日)
午前十一時一分開議

出席委員

委員長 松浦 東介君
理事 遠藤 三郎君 理事 河野 謙三君
理事 小林 運美君 理事 井上 良二君
宇野秀次郎君 小笠原八十美君
小淵 光平君 川西 清君
坂田 英一君 坂本 實君
千賀 康治君 田中 彰治君
中馬 辰猪君 幡谷仙次郎君
原田 雪松君 吉川 久衛君
高倉 定助君 石井 繁九君
竹村泰良一君 足鹿 覺君

出席政府委員

農林事務官 小倉 武一君
(農政局長)
農林事務官 長谷川 清君
(畜産局長)

委員外の出席者
農林事務官(農
業改良局統計
調査部長) 安田善一郎君
専門員 難波 理平君
専門員 岩隈 博君
専門員 藤井 恒君

本日の会議に付した事件

小委員及び小委員長選任に関する
件

農業災害補償法の一部を改正する法
律案(内閣提出第一〇八号)

農業災害補償法臨時特例法案(内閣
提出第一三七号)

農業共済基金法案(内閣提出第一五
五号)

畜犬競技法案(原田雪松君外四十四
名提出、衆法第三二号)

○松浦委員長 これより農林委員會を
開会いたします。

まず畜犬競技法案を議題といたし、
前会に引続き質疑を進めます。質疑ま
たは御意見のある方は発言を許しま
す。発言はごさいませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○松浦委員長 なければ、この際お知
らせいたします。先般吉川久衛君より
本案に対する修正案が提出いたされ
ております。その内容はすでに各位の
手元に配付いたしておきました通りで
ございます。これより本修正案を議題
といたします。提出者の趣旨弁明を求
めます。吉川久衛君。

畜犬競技法案に対する修正案
畜犬競技法案の一部を次のように
修正する。

第一條を次のように改める。
(この法律の趣旨)

第一條 この法律は、畜犬その他の
動物の改良増殖を図り、地方財政
の収入増加に寄與するとともに社
会福祉に貢献するために、畜犬
競技に關し規定するものとする。

第二條 第一項中「都道府県及び」を
「都道府県、地方自治法(昭和二十二
年法律第六十七号) 第五十五條第
二項の市、に、(以下「市」という。
は、その議会の議決を経て、)を、(こ
れらの市を以下単に「市」という。及
び畜犬改良会連合会は、に、同條第
二項中「都道府県又は市」を「都道府
県、市又は畜犬改良会連合会」に改
める。

第三條中「その議会の議決を経て、
且つ、農林大臣の認可を受けて、」及
び「当該都道府県に設立する」を削
る。

第五條第一項及び第八條第一号中
「畜犬改良クラブ」を「畜犬改良会連
合会」に改める。

第十三條第一項中「畜犬改良クラ
ブ」を「畜犬改良会連合会」に、同條
第二項中「当該畜犬の飼養者の住所
地の」を「その所有者の属する畜犬改
良会の存する」に、「但し、省令で定
める種類」を「但し、畜犬改良会連合
会が行う畜犬競技又は省令で定める
種類」に改める。

第十四條第一項中「畜犬改良クラ
ブ」を「畜犬改良会連合会」に改める。
第十六條第二項中「動物の虐待防
止、作業犬の指導」を「省令で定める
動物の改良増殖、獣医学術の調査研
究」に改め、同條第三項を削る。

第十七條を次のように改める。
(畜犬競技施行者の収入の使途)
第十七條 畜犬競技施行者は、畜犬
改良会に畜犬競技の実施を委任し
たときは、第十五條の規定により
自己の収入とすべき金額の中か
ら、優勝投票券の売上金額の百分
の三以内の金額を当該畜犬改良会
に交付しなければならない。

2 畜犬改良会連合会は、第十五條
の規定により自己の収入とすべき
金額の中から、前條第一項及び前
項の規定により支出すべき金額及
び競技の開催に關する経費を差し

引いた残額の二分の一ずつを、そ
れぞれ社会福祉のために必要な経
費及び前條第二項に掲げる事項に
關し必要な経費として支出しなけ
ればならない。

3 第一項の交付金の使途及び前項
の支出の方法について必要な事項
は、政令で定める。

第十八條の見出し中「畜犬改良ク
ラブ」を「畜犬改良会連合会」に、同
條第一項中「設立される法人」を「都
道府県ごとに一個を限り設立される
法人」に改める。

同條第五項中「第一項」を削り、
「畜犬改良クラブ」を「畜犬改良会連
合会」に改め、同項を第六項とし、
第四項を次のように改める。

4 すべての畜犬改良会は、全国を
通じて一個の畜犬改良会連合会を
設立し、その社員となるものとし
る。

5 畜犬改良会連合会は、畜犬競技
の施行、畜犬競技の実施の調整、
畜犬競技場、畜犬競技に出場する
畜犬及び指導者の登録、指導師に
なる者とする者に対する講習、畜
犬競技に出場する畜犬の保有、貸
付及び訓練、畜犬その他省令で定
める動物の改良増殖及び輸出の促
進並びに家畜の衛生向上を目的と
し、民法第三十四條の規定により
設立される法人とする。

第二十二條第一項中「畜犬競技施
行者、畜犬改良会若しくは畜犬改
良クラブ」を「畜犬競技施行者又は畜犬
改良会」に改める。

改良会に、「当該畜犬競技施行者、
畜犬改良会若しくは畜犬改良クラ
ブ」を「当該畜犬競技施行者又は畜犬
改良会」に、同條第二項中「当該畜犬
競技施行者、畜犬改良会又は畜犬改
良クラブ」を「当該畜犬競技施行者又
は畜犬改良会」に改める。

第二十三條、第二十五條、第二十
六條及び第二十九條第一項中「畜犬
改良クラブ」を「畜犬改良会連合会」
に改める。

附則第二項を削り、第三項を第二
項とする。

○吉川委員 ただいまお手元に配付い
たしました修正案に關して、提案の理
由と内容を御説明申し上げます。

まず第一点は、第一條の法律制定の
趣旨を原案修正の線に沿ひまして一層
明確化したのであります。すなわち本
修正案においては、畜犬その他の動物
の改良増殖、窮乏せる地方財政の収入
増加並びに社会福祉に貢献するといふ
三つの目的を明瞭にうたつてありま
す。

第二点は、五大市に施行を認めたこ
とであります。

第三点は、第十七條の畜犬競技施行
者の収入の使途は、原案では、施行者
の収入とすることができ金額のうち
から、政府への納付金及び畜犬競技の
開催に關する経費を差引いた残額の中
から、その残額の四分の一に相当する
金額を下らない金額を、第十六條二項
に掲げる事項に關し必要な経費として
支出するものとする規定であります。

が、数字上のあいまいな点を明らかにしますために、修正案においては、畜犬改良会に実施を委任したときは、優勝投票権売上金額の百分の三以内を畜犬改良会に交付することとし、地方財政の収入増加のためには、明確にその百分の十九を支出すべきを規定しました。

第四点は、広く社会福祉事業に貢献するため、畜犬改良会連合会をして、二つ以上の都道府県を区域とした畜犬を出場せしめる優勝競技の施行を行わせることとし、しこうして自己の収入とすべき金額の中から、国庫納付金及び開催に関する経費を差引いた残額の二分の一ずつをそれぞれ社会福祉のために必要な経費及び動物改良事業、家畜衛生向上等に必要経費として支出しなければならぬことに規定いたしました。

第五点は、原案においては「畜犬改良クラブ」とありますが、畜犬改良会の連合会であることを明確にするため、「畜犬改良会連合会」と名称の変更を行いました。

第六点は、以上五つの修正によつて生ずる関係條文の字句の修正をいたしました。

第七点は、原案の附則第二に規定してある輸入犬の出場制限は、その必要を認めないので削除することにししました。

以上が修正の概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○松浦委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に付します。討論の通告がありますから順次これを許します。竹村奈良一君。

○竹村委員 私は日本共産党を代表いたします。たゞいま提案されました畜犬競技法並びに修正案に對しまして反対の意見を申し述べたものであります。

まず日本が敗戦いたしましたから、国内における一切の風潮は、あげていわれる植民地的な性格を露骨に現わして参つたのであります。御承知のように、敗戦後におけるいわれるパンパンの激増、あるいはまたパチンコ、競馬、競輪、こういう種類を通じて、またそれ以外の面からいたしまして、非常にかつての植民地的な上海の模様をそのまま日本国内全国に植えて参つたのであります。この法案を通じてまた一層さういふ植民地的性格を助長せんとするがごときものであるとわれ／＼は考えるのであります。少くとも今日日本が日本民族の独立を目ざして、国民が一切の不平等的な條約とアメリカの軍事基地等に對してあげて反對し、さうして日本民族の独立を確保するために、国民の各層が、あげておの／＼の立場において闘わなければならないときに、少くとも国の最高機関であるところの国会において、みづからさういふ法案を草し、もちろん健全な競争とか何とか言われておりますけれども、しかしさういふような形において、国民を遊興あるいはその他の娯樂の面だけにひたつて行くことは、われ／＼は考えなければならぬと思ふのであります。少くとも今日のこの日本のほんとうの現実を直視いたしますときに、一切の賭博行為を廃し、さうして少くとも日本が完全に独立する日まで、われ／＼はあらゆる場面に於いて、あらゆる方法において国民が厭起して、さうして外国の支配からのがれなければならないときであり、またさういふ、われ／＼はさういふいふゆるる賭博行為を助長し、さうしてかつてのモナコあるいは上海というやうな形に日本を持つて行こうとする考え方に對しては、断固として反對するものであります。

○松浦委員長 石井繁九君。

○石井委員 日本社会党を代表いたします。本法案に對して反對の意見を申し述べたものであります。

競馬にいたしましては、あるいは競輪にいたしましては、どちらにいたしましても、農林等におきまして競馬に行つたりあるいは競輪に行つたりするものは、まじめな農民にはほとんどないのであります。しかるに最近競輪、競馬あるいはパチンコ等が来まして、まじめな農民を次第にさういふふうに入込みまして、農業を放棄するといふやうな傾向が現われており、これはわれわれ農村における者として、これは非常に憂慮にたえないわけであり、非常な憂慮につきましても、その弊害が非常に多いのであります。一部競輪廃止の論が婦人等を中心とし、特に農村においては婦人等はこれを強く主張しておるやうなわけであり、さういふことを考えますと、本案につきましても、あるいは若干の根拠もあるかもしれませんが、全体としましては、農村あるいは各方面の人々に與える影響は非常に多いといふことは、論をまたないわけであり、今までは一応占領下にありまして、日本の国民が一つの方針に従つて指導されておつたのであります。が、今後は日本人がその自覚と責任におきまして事を処理しなければならぬ、さういふふうな重大なる立場に立つておるわけであり、さういたしますと、農林方面等に對しましても、当農林委員会としては大局的に、自主独立した立場におきまして法案等も制定いたしまして、さうして農民の興隆にたえらるというやうな態度がとられなければならない。占領下におきましては、一応何にしましてもわが國があつたのであります。今後におきましては、すべてが國會の自主的責任において処理せられなければならないまい。さういふときにおきまして、情義を奨励するやうな、さういふふうなことをまた加えるといふやうなことは、非常に當農林委員会としては、とるべき態度ではない、さういふふうなことをわが國では、競馬あるいは競輪その他各賭博類は、競馬あるいは競輪その他各賭博類は、似行は、これは亡國國民のやることであり、さうして、敗戦後アジアにおけるところの適任者として、また今後民主國家としての大きなところの地位を獲得すべき日本國民のとるべき態度ではない、さういふ見地に立ちまして、かような法案等は、これは反對せざるを得ない、さういふ立場に立つものであります。

○松浦委員長 足鹿寛君。

○足鹿委員 日本社会党第二十三控室は、本案並びに修正案に對しまして、反對であります。反對の意見は多くを申し上げる必要はないと存じますが、現在の日本の置かれております立場をよく考へてみました場合に、本法案に盛り込まれております、あるいは畜犬行政を財政的に裏づけて行くとか、あるいは地方自治体の財政に寄與するとか、さういふ、一応合理的な法案の目的は示されておりますが、結局においてこれは世をあげて賭博狂の時代を現出し、さうしてその得られた若干の利益が地方自治体に還元されることになり、そしてそれはともつて地方住民がみづからの射倖心を刺激されることによつて投じた金がみづからの手へもどつて来るというだけであります。さういふ、さういふ、われ／＼はこれが地方自治体の財政に益することかといふやうな意義を感じることは、きわめて無理であらうと存じております。さういふ面から考へてみまして、私どもとしましては、基本的にかかる射倖心を激発して行く、賭博を公然と認めて行くといふやうな段階では日本は現在ない。日本の置かれておる客観的情勢は、内外ともにきわめて多難である。しかも国内においては、漸次國民の生活が不安定になりつつあります。この國民の生活不安に對してわれ／＼が的確な對策を立てることこそが、國會の任務であり、この民衆の持つ生活不安を、一時的な射倖心を激発することによつて中和し、あるいは麻痺させて行くこととするがごとき結果をもたらすやうなかような行き方にしてしまつては、私どもとしては賛意を表することはできないのであります。

なお一例を申し上げますならば、本案は一枚の券が二十円といふことになつておりますが、二十円といふ金は、今から見ますならば、だれでもとりあへずくめのつく金であります。従つていわれる年少者といへども、家族に連れられて競犬場へ出入りができることになり、たゞい家族の保護のもとに行われたといふし、まして幼いときからかような射倖に對す

民が厭起して、さうして外国の支配からのがれなければならないときであり、またさういふ、われ／＼はさういふいふゆるる賭博行為を助長し、さうしてかつてのモナコあるいは上海というやうな形に日本を持つて行こうとする考え方に對しては、断固として反對するものであります。

○松浦委員長 石井繁九君。

○石井委員 日本社会党を代表いたします。本法案に對して反對の意見を申し述べたものであります。

競馬にいたしましては、あるいは競輪にいたしましては、どちらにいたしましても、農林等におきまして競馬に行つたりあるいは競輪に行つたりするものは、まじめな農民にはほとんどないのであります。しかるに最近競輪、競馬あるいはパチンコ等が来まして、まじめな農民を次第にさういふふうに入込みまして、農業を放棄するといふやうな傾向が現われており、これはわれわれ農村における者として、これは非常に憂慮にたえないわけであり、非常な憂慮につきましても、その弊害が非常に多いのであります。一部競輪廃止の論が婦人等を中心とし、特に農村においては婦人等はこれを強く主張しておるやうなわけであり、さういふことを考えますと、本案につきましても、あるいは若干の根拠もあるかもしれませんが、全体としましては、農村あるいは各方面の人々に與える影響は非常に多いといふことは、論をまたないわけであり、今までは一応占領下にありまして、日本の国民が一つの方針に従つて指導されておつたのであります。が、今後は日本人がその自覚と責任におきまして事を処理しなければならぬ、さういふふうな重大なる立場に立つておるわけであり、さういたしますと、農林方面等に對しましても、当農林委員会としては大局的に、自主独立した立場におきまして法案等も制定いたしまして、さうして農民の興隆にたえらるというやうな態度がとられなければならない。占領下におきましては、一応何にしましてもわが國があつたのであります。今後におきましては、すべてが國會の自主的責任において処理せられなければならないまい。さういふときにおきまして、情義を奨励するやうな、さういふふうなことをまた加えるといふやうなことは、非常に當農林委員会としては、とるべき態度ではない、さういふふうなことをわが國では、競馬あるいは競輪その他各賭博類は、競馬あるいは競輪その他各賭博類は、似行は、これは亡國國民のやることであり、さうして、敗戦後アジアにおけるところの適任者として、また今後民主國家としての大きなところの地位を獲得すべき日本國民のとるべき態度ではない、さういふ見地に立ちまして、かような法案等は、これは反對せざるを得ない、さういふ立場に立つものであります。

るところの興味を興え、そうしてそれ
に對して習熟させて行くといふこと
が、はたして次代を背負う日本の青少
年の調育上どういふ結果をもたらすか
といふことを考えた場合に、地方財政
に裨益するとか、あるいは當大行政に
寄與するとかといふような若干の利益
面がかりにあつたとしても、大きな面
で日本民族の復興と祖國の再建にな
つて行く今後の青少年の調育の上から
見まして、私どもはとるべき措置では
ないと考えるものであります。もつ
と他に健全娛樂の方途は多々あるうと
考えるものであります。よつて私ども
としましては、本法案並びに修正案に
對しましては、反對をいたすものであ
ります。

○松浦委員長 小笠原八十美君。

○小笠原委員 私は自由党を代表し
て、原案にも修正案にも大賛成であ
ります。その理由とするところは、共産
党その他社会党の見るところと違いま
して、日本人といふのは、生れながら
にしてばくち根性といふのは持つて生
れてゐる。これがあるがために、奮闘し
て、農村の働きも倍加してゐる。これ
を全部やめられるといふならば、去勢
した馬みたいになつて立たない國民にな
る。従つて脱法行為でばくちを打たせ
ぬで、どうしてもこれをどこかへ集中
して、法律のもとに監督してやらせる
といふことは、これは必要だ。競馬と
いふのも全世界にある通りでありまし
て、これらもみな法律によつてやらせ
てゐるやうなものだ。ただ方法論はい
ろいろあるであらう。方法論に
對しては、論議することはたくさんあ
るであらう。しかしこれを、
競馬も悪い、競輪も悪い、犬の方も

な悪いといふので、全部法律によつて
特別に許すといふやうな行為がやめだ
といふことになつたら、一体國民の活
動はどうなるか。ことに犬といふもの
はこれは争ひは本能なんだ、本能を生
かす上において、この法律は最も適当
なものであつて、これをやらぬなん
といふことは、とんでもない話だ。見方
の幅が違ふ。従つてこの法案に對して
大賛成であります。

○松浦委員長 これにて討論は終局い
たしました。

これより逐次採決に入ります。まず
畜犬競技法案に對する修正案につ
て採決いたします。本修正案に賛成の諸
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松浦委員長 起立多数。よつて本修
正案は可決せられました。

次に、ただいま可決せられました修
正案の修正部分を除く原案について採
決いたします。これに賛成の諸君の起
立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松浦委員長 起立多数。よつて畜犬
競技法案は、修正案のごとく修正すべ
きものと決しました。

なおお諮りいたします。本案に關す
る衆議院規則第八十六條の規定による
報告書の作成につきましては、委員長
に御一任願ひたいと思ひますが、御異
議ございませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○松浦委員長 御異議なしと認めまし
て、さう決定しました。

○松浦委員長 引続きこれより農業災
害補償法の一部を改正する法律案、農
業災害補償法臨時特例法案、農業共済

基金法案の三案を一括して議題といた
し、従前に引続き質疑を行います。竹
村奈良一君。

○竹村委員 まず私お伺ひいたしたい
のは、先般来から本委員会におきま
すところの各委員の質問を聞いていま
すところのおおむねの共済掛金に對する
ところの國家の補助金といふものが莫大
に上つてゐるのではないかと。

〔委員長退席 遠藤委員長代理着
席〕

従つてこれに對しますところの、いわ
ゆる災害の共済の仕方あるいはその他
について粗雑ではないかといふやうな
質問が、いろいろやられておるわけ
でございますが、私の伺ひたいしたい
のは、これは一応根本的な問題になるか
もわかりませんが、まず今日ま
で災害補償法によりますところの共済
事業、つまりこれは農民がおの／＼災
害を受けましたときに、いわゆるその
負担を農民全体によつて負うといふこ
とを建前として、そうしてまたこのい
わゆる災害を補償するといふ観点か
ら、政府が若干の補助をしておるとい
うことになつておるのでありますが、
私の伺ひたいことは、今日いわゆる農
民が實際におの／＼災害を受けました
ときに、農民全体が助け合ふなければ
ならないと考えますけれども、必ず助
け合ふその負担を、個々の農民が共同
してその災害を分担する、しかもその
分担を所得するやうな立場にあるかどう
か、まずこのことが私は大きな問題で
あらうと思ひます。最近の農林省のい
わゆる農民の家計調査を見ておりま
しても、相當な赤字が出ておる。最近
ではまた赤字が出ておる。こゝういふ
うな場合に、たとえば一地方に災害が

起つた。その際全國の農民がその災害
の一部分を負担するといふやうなこと
は、さなきだに農家の赤字の家計の上
に、さらに赤字を増大せしめるのでは
ないか。従つてほんとうから申します
と、現在の長い間続いて来た伝統的な
日本の農村の地位、ほかの、いわゆる近
代的な産業と比べて最も低い地位に追
いやられてゐる農民が、こゝういふ負担
をするといふことはできない状態に
あるのではないかと、私はこゝういふ
に思ひます。従つて現在のいわゆる掛
金といふものについて、全國農民は再
金をそろえて高いことを訴えておる。従
つて喜んで掛金をかけてゐる農民はな
いのであります。こゝういふことは、根
本的には農業そのものが成り立たない状
態にある。つまり今日資本主義經營の
もとにおいて、今日の日本の農業その
ものが成り立たないところにある。こ
れが原因であると思ふ。従つてほんと
うからいふならば、こゝういふ掛金とい
うものは全國國庫で負担しなければなら
ない性質のものではないか。農民が
今日の經濟組織のもとにおいて成り立
たないやうな状態に置かれてゐる以
上、少くとも共済といふ形ではなし
に、災害を國家補償するといふ形にお
いて、こゝういふ形のものに変形しなけ
ればならないのではないかと。従つて農
民が掛金をかけて、共済的に、いわゆ
る全農民にその災害の一部分の負担を
させるといふのじやなしに、少くとも
今日政府が全額によつてこれを補償し
て、こゝういふ災害は國家が全部負担す
るという制度にかわらなければならな
いのではないかと、こゝういふふに私は
思ひます。ところがこの案を
見ておりますと、それと反對の結果に

なつて来る。つまりそれはいわゆる三
つを出されておる中で、前々からも質
問いたしておりましたが、新しいいわゆ
る試験制度を設けまして、農家單位の
共済方法といふものが生れて来ておる
のであります。こゝういふ考え方は、
少くとも先ほどから申しました今日の
状態からいへば、掛金をかけまして、
こゝういふ共済する分は農家一戸です
る額といふものは非常に少くなつて来
る。従つてその負担は農家も少くなる
が、しかし災害を補償してもらふ額と
いふものも非常に少くなる、こゝうい
ふことから考えますと、こゝういふもの
はこゝういふ試験的な建前をとるのでは
なしに、少くとももつと根本的に全國國
庫が補償するといふ形のものを考える
べきではないか、こゝう思ふのですが、
こゝういふ点について、今出されておる
農家一戸單位に對するところのあの試
験的な方法ではあるけれども、こゝうい
ふ方法をもうとりやめて、別な観点か
らやる考えはないのか、この点を政府
に伺つておきたい。

○小倉政府委員 掛金の農家負担とい
う関係から、農業補償といふものは全
額國庫が負担してやつて行つたらどう
か、それに關連いたしまして、農家單
位といふことで試験するのがこゝうい
う要請に對して逆行するのではないかと
いう御懸念の御質問と承りました。が、
掛金の負担が一体農家にどの程度の重
担になつておるかといふことにつきま
しては、この間いろいろ論議があつ
たのであります。二十七年年度におき
ましては、農家負担の絶対額は、二十
六年度とはほぼ同様である。水稻の共済
金額はふえておりますが、農家の負担

する部分は原則としてすえ置きにする
といつたようなやり方を突はいたして
おきます。従いまして今回の一部改正
法によりまして、掛金が特にふえたと
いうことはないうように、承知をいたし
ておるのであります。金額負担すべき
かどうかといふことにつきましては、
農業災害といつたものの本質が一体ど
ういうものであるかといふことに相関
連して参らうと思ふのであります。農
業災害の中には、お話のように、国が
全部やるべきものも考へておりました
し、あるいは農家が全部負担すべき
ものもあるであります。そういう
点を過去の被害の実績から割出しまし
て、ある部分は国が全部持つ、ある部
分は農家が全部持つといふことであり
まして、でき上つておるのが今日の災
害補償制度でございます。そういう
趣旨は私も考へておるのであります
かといふふうに考へておるのでありま
す。なお農家単位といふことをやりま
す結果、国の補償制度に対する国庫支
出金が減りはいかといふことでござ
います。その点は、必ずしもさよ
うに結論できるかどうか、これはなお
実験の結果を待つて検討すべき問題で
はないかと思ふのであります。なるほ
ど農家単位をやりますことによりまし
て、共済金を受ける農家の数はよほど
減るのではないかといふふうに思つて
おります。しかし補償を受ける必要の
ある農家には、従来よりも十分の補償
ができることに相なるのではないかと
突は考へております。その結果国庫負
担が全体として著しく減るかどうかと
いうことにつきましては、ただちに結
論することはできないように考へてお
ります。

○竹村委員 この農業災害補償法の一
部を改正する法律で、たとえば農家一
戸に支拂うといふことになると、いわ
ゆる損害等に支拂いますところの金
といふものは、これは試験的にやつて
みなければわからないとおつしやいま
すが、私の考へでは、いろいろな資料
から割り出しますと、損害等の支拂額
は三分の一以下になるのではないかと
いうように考へておるわけです。そこ
でこれはほかのことになると思ひます
ので、問題の本質とは違ふかも知れ
ませんが、少くとも農家一戸に對して
支拂うといふことになりまして、掛金
の取方は、やはりこれでも反別によつ
ておとりになると思ひますが、反別に
よつてなる場合、これは技術的に非常
に困難じやないかと思ふのです。少く
とも反別によつて保険金をかけてお
る、たとえば一町つくつておる農家が
その一反々々に保険金をかけておる。
ところが今度支拂う場合は一町全体の
うちから見て支拂う、それによつて災
害補償金を支拂うといふことになりま
す。掛金の取方といふものが技術的
にも法律的にも非常に困るのじやない
かと思ふのですが、この点は、困らな
いような取方をどういう形でやられま
すか、それをひとつ詳細に承つておき
たいと思ひます。

○小倉政府委員 掛金の点は、農家單
位になりますと、石当りの掛金になる
わけでありまして、
○竹村委員 石当りの掛金を個々の掛
金としておとりになるのですか。やは
り反別、いわゆる何番地の何畝何反
で、一反何畝といふ割合でおとりにな
るのじやないのですか。
○小倉政府委員 石当りでありまして、
もちろん、石と申ししましても反別には関
係ございまして、従来のような反当幾
らの共済金、従つてそれに対する掛金
率をかけたもので、掛金を納めるといふ
うな関係ではなくて、石当りの共済金
額をきめまして、その石当り共済金額
に掛金をかけて掛金を出すといふこと
になるわけでは、
○竹村委員 石当りによつて掛金をか
けさすといふことになりまして、たと
えば一町つくつておる農家に対しての
石当りの基準といふものは一体どこか
らおとりになるのですか。
○小倉政府委員 それは農家の耕作反
別と、それから基準収量といつたもの
から収量の石数が出て参るわけであり
ます。その八割を共済金額にするとい
ふことに相なるわけでありまして、
○竹村委員 その基準反収はだれがど
ういふところで査定されますか。
○小倉政府委員 これはまだ全国的に
実施をいたしません関係上、最後の場
合にどうなるか確定はいたしておりま
せんが、基準収量のきめ方は、現在の
基準収量のきめ方と同じでございま
す。

○竹村委員 現在の基準収量のきめ方
と申しますと、それは、たとえば供出
するまでの基準収量の額でございま
すか。
○小倉政府委員 供出には直接の関係
はないのであります。たとえば統計
調査事務所が収量の調査をいたします
場合に、基準収量と大体一致をするよ
うに調査部と係関係とが割出しまし
たものを基準収量といたしまして、そ
れを原則にわけ、保険の方ではそれを
さらに町村別にわけるといふ作業をい
たしてあります。それがさらにもつと
こまかくなりますれば、筆別に基準収
量がきまるといふ建前にいたしてお
るわけでありまして、
○竹村委員 そういふきめ方になりま
す。たとえば町村において共済掛金
を徴収する場合に、現在の職員でそれ
をとり得るような基準が出て参ります
か。非常に複雑になつて来るのではな
いかと私は思ふのですが、その点はど
うですか。
○小倉政府委員 現在でも、町村の基
準収量とそれから農家の筆ごとの基準
収量といふものはできております。の
で、それを集計いたしましてれば全体の
農家としての、たとえば水稲ならば水
稲としての基準収量が出て参るわけ
であります。その八割に石当りの価格を
かければ共済金額が出て参るといふこ
とに相なるわけでありまして、
○竹村委員 従来でございまして、た
とえば麦や小麦の場合も供出をやつて
おりましたので、農業委員やあるいは
村のその他の関係において、大体統計
でもやられておりましたからわかり
やすいが、御承知のように、今これは
参議院にまわつておりますが、これが
通過いたしますと、そういう収量の決
定といふものはほとんど農林統計調査
だけになつて、町村におけるといふ
ような實際面における収量といふもの
はほとんど出ないのではないかとと思
う。つまり、各町村が實際実質的にわ
かり得るようなそういう供出制度がな
くなりまして、調査がなか／＼困難で
はないかと思ひますが、この点はど
うですか。
○小倉政府委員 供出制度が撤廃され
れば基準収量が把握しにくくなるので
はないかといふ御説でございしますが、

供出制度撤廃といふことに伴つて、統
計組織が非常に弱体化されるというこ
とが当然とすれば、さうなことになる
りかねないかと思ひますけれども、作
物統計組織の収量調査といふものは、
今御議論がございますように保険とも
非常に関係がございますので、さうい
う点からも、従来のようなことある
いはそれ以上の統計が整備するように私
どもは常に期し、またさうありたいと
考へております。ですから、統計組織
が弱体化されて、基準収量を把握する
ことが困難だといふことは考へておら
ないでございまして、
それから、先ほどの御質問に關連す
るわけでありまして、基準収量が出て
参りましたときに、共済金をどうい
うふうに算出するかといふことであり
ますが、農家単位に本格的に実施する場
合には先ほど申しましたようにいたす
わけでありまして、さしあたりこのこ
ろは、掛金率を一体いかにしたらい
かといふことがわかりかねるわけでご
ざいます。従いまして、従来のたとえ
ば村なら村の総掛金を、村の基準収量
の八割を全部で割るといふことでもつ
て、石当りの掛金は現段階では簡単に
算出し得る、またさういふ掛金をさし
あたりは納めてもらうといふことに
いたしておるのであります。
○竹村委員 どうも聞いております
が、私は農林においては非常にこの問
題は——もちろん試験にやられるとい
う巧妙な形でこの法案は出されてお
るのですが、しかし實際問題としては、
たとえば掛金の徴収にいたしまして、
いわゆる基準収量を基礎として、その
八割に掛金をかけるといふことになり
ますと、これは少くともその掛金を個

個の農家にかける場合におけるこの基準収量というものが、非常に私は問題になつて来るのではないか、少くとも従来の供出制度のもとにおける、またその前の食糧法による事前割当の数値あるいはその後における供出数量においても、あれだけの既往の村における農業委員会あるいは食糧委員会というような組織をもつて、あるいはその他における政府の統計調査事務あるいはその他のいづれな基準をもつてきめられたものにおいても、非常な議論が起つておるわけであり、従つてこれは満足に行つておらない、それが今なおいわゆる共済組合掛金のかけ方を、しかも今まで聞いておられます、従来かけておつた金額を大体集めて、それをその年の総石数で割つて、そして掛金率をきめるといふことになり、それが毎年一定してないものであります、そういう場合は一体どういふふうになるのか、来年はあるいは少しだけとれるが、来年はあるいは少くともかわらない、つまり共済の対象にならない程度の減収があるかわからないという場合に、一体共済金はどういふふうになるのか、ごまかしようか。

〔遠藤委員長代理退席、河野委員長代理補席〕

た共済制度というのは、先ほど掛金についてお尋ねがございましたように、農家と国がともに掛金を出してやつて行くという国と農家の側といはれ共済の事業になつておるといふようなことから見ますと、共済金の支拂いのための基金も、これはやはり農家と国との共同の機関として、従いましてそれを資本金に当てはめられたならば、半額ずつお互いに出資をするということをやるといふことも、十分成立いたします、現在の補償制度のもとでは、その方がより全体の性質に合致しているように考へる次第であります。従いまして、今回は十五億を農家の側が出資するということにいたしておるのであります。これが恒久的にこの二分の一ずつ出資するのが絶対的になりくつであるかといふことになり、ちよつとこれは御議論のような点が当然出て来るのではないかと存じます。

は、勢い掛金の支拂いが多くなるのは、ほんとうであつて、それと当然これは合せなければならぬといふ考え方は、端的に共済の精神から言ふと、そういうことは統計にならないと私は思ふのです。前々からの委員の質問によりますと、大体いわゆる減収率はつきりしてゐるのに、それよりもその災害掛金の支拂いが多いじやないか、こういう質問がいろいろあつたのです、これに對してあなたの方は、全国的に見てその統計に大体合致するのだとおつしやつておられますが、合致すること自体が私はふしぎだと思ふ。そんなことはない。少くとも全国的な平均で、災害が二百萬から二百萬あつたとしても、個々の農家の災害ではないのであつて、しかもそれよりも増収した分は勘定に入れられない、個々の一筆一筆の土地といふと、それは入られぬのでありますから、少くとも掛金といふよりも、災害共済掛金の支拂いといふものが、そういう統計よりもつと上まわるのがほんとうであつて、そこに一応の疑惑を持つ人もあるかも知れませんが、事實は支拂いが多いか、あるいはほんとうではないかと思ひますが、こういう点について、あなたの方では大体合致するといふことがありますが、それは合致しないのか、どうではないかと思ひますが、その点はどうですか。

被害の部分だけを集積した結果に相なつて参るのであります。従いまして、統計の方でもそういうマイナスの部分だけを集積した被害高といふものが正確にかかれますならば、これは理論上は一致すべきはずのものであります。ところが現在そういう意味のマイナス部分だけを集積した意味の被害と、統計の被害とは必ずしも一致しない、むしろ相当の開きがあるといふところに実は問題があるのであります。もちろんこの減収といふのを、農家單位といつたようなことで表現されるように、たとえば國單位の減収、國全体でたとへば米で六千萬石といふのが平年作といつた場合には、五千五百万石だつたから五百万石減収といふふうな場合には、この五百万石と保險の減収とはまつたく性質が違ふものである、合致しないのが當然でございますが、最近統計調査部の方では、ちよつと保險とマッチするような意味で被害高調査もだん／＼と固められて来ておりますので、そういうものと比較し得るかいなか、またそういうものでもつて保險の損害評価を査定できるかどうか、あるいはさらにはそういうものを一体損害評価のわくでできるかどうかといふことが実は問題だらうと思ひます。私もそれはそういう意味におきまして、なるべく損害評価を統計調査の被害調査と結びつけて行きたいといふふうに、方針としては考へておるのであります。なお統計調査部長も参つておられますので、その点についてあるいはお答えがあるかもしれせん。

五

○小倉政府委員 基準収量は、これは統計の整備するに従ひまして、あるいはまた新しい土地の収量が確定するといふことになれば、この新しい組織の収量も参照するといふ意味におきまして、大体毎年かわつて参るといふふうにお考えになつてよろしいと思ひます。

○竹村委員 この点につきましては、私はどうも納得が行かないのであります、これはこの程度にして、統いてお伺ひしたいのは基金の問題であります。いわゆる十五億を農民に負担さすといふよりも、むしろ各連合会の出資にまつといふことになつておりますが、これは従来の協同組合連合会の二十八億余の赤字がありまして、その上に十五億を出すといふことは、前にもお伺ひいたしましたのであります、大體負担できるだらう、こういう考えでありますけれども、たとえばこれは毎年割つて出すといひまして、實質的にはこれは農家の負担になるわけであり、少くとも均分に半分負担さすといふ考え、あるいは先ほど申しましたように、災害を補償するといふ根本法の趣前から考へて、この連合会に負担さすといふことは、しかも連合会といふものは、結局農家に半分負担さすといふようなことは根本的にはできないことではないか、またそういうことをさすべきではないのではないか、こういうふうには考へるので、これは何と考へて政府で全額負担するといふ考え方はできないものかどうか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○小倉政府委員 そういう考え方ができないわけではないと思ひます。共済制度が一種の国の制度として発足している以上、それに伴つて当然必要な共済金支拂いのための融資機関といふこととございますから、全額出資するといふ考え方も成立しないわけではないと私は思ひます。しかしながら他方また共済制度といふのは、先ほど掛金についてお尋ねがございましたように、農家と国がともに掛金を出してやつて行くという国と農家の側といはれ共済の事業になつておるといふようなことから見ますと、共済金の支拂いのための基金も、これはやはり農家と国との共同の機関として、従いましてそれを資本金に当てはめられたならば、半額ずつお互いに出資をするということをやるといふことも、十分成立いたします、現在の補償制度のもとでは、その方がより全体の性質に合致しているように考へる次第であります。従いまして、今回は十五億を農家の側が出資するということにいたしておるのであります。これが恒久的にこの二分の一ずつ出資するのが絶対的になりくつであるかといふことになり、ちよつとこれは御議論のような点が当然出て来るのではないかと存じます。

○竹村委員 それから前々からの各委員の方たちの質問の中で、また今後共済掛金の支拂いについては、少くとも農林省統計その他によつて、災害の程度を嚴重に査定する、こつ言つておられますが、私の考えでは、あの全国的な統計といふものは、現在の災害の状態とは少し合致しないではないか、ほんとうは合致してはならぬのではないかと存じます。たとえば全国で二割なら二割の災害があつたとしましても、個々の農家にいたしますと、五割の災害を受けているものもある、七割の災害を受けているものもある、あるいはないものもある。それを全国的に集めていふゆる収量の統計といふものが出て来るのであります。従つてそのいふゆる農林省の全国的な統計と掛金の支拂いと

○小倉政府委員 この問題については、いわゆる減収額といふことが何を意味するかといふことの限界があるいは違ふのではないかと思ひますが、保險と作物統計と比較してみます場合に、もちろん保險の場合は一筆單位を基本にいたしておりますから、いわば

五

と同意見でありまして、竹村委員のおつしやることに限ります。おつしやるのが正しいかと思つております。多少補正して申し上げますと、前提としての第一点であります。被害調査というものは物がなくなつたのを調べることでありまして、現実実在しているものを調べるより非常にむづかしいのであります。そこでみなが努力してもよい調査ができかねることもあるのであります。もう一つは農政局長がおつしやいましたように、共済組合では従来の方法で着々と研究を進められ、私の方でも新しい方法も加えて進めておりますが、研究過程にあるので、それは決してあまり素朴的なものではないに、かなり完成に近づきつつあるのであります。研究過程であるということの前提であります。もう一つは、私どもの統計は、米なら米の收穫量がどれだけのかを調べることを第一の統計の目的といたしまして、それを出せばいろいろな用途に使われるという基本統計を作成することを目的といたしております。

そこで竹村委員の言われるように、被害だけをとりえる分については合わないところが出て参りますが、しかしこれに對しましては農政局長がおつしやいましたように、まず基準となるべき普通の被害があるような場合には、收穫量はどれくらいかということを過去の統計を資料にし、毎年積み重ねて行きます。坪刈り実績を基礎にいたしまして、毎年の平年反収を、私どもも農業共済制度との関係で統一して今ではきめてあるのであります。残つた実在する收穫量そのものを、全国十一万筆ぐらひ坪刈りして実測している点におき

まして、私どもは科学的であり比較的正確に近いものと思つております。しかしその中には、お話のように増と減の差引きがありますから、收穫量そのものを第一にねらう統計であるとは言ふもの、各種用途があるものでありますから、その收穫量の内容としては、その收穫量に一致するように増がどれだけ、平年のものがどれだけ、減がどれだけというところもこれを別個に調べる必要があり、結果においては三者が一致するように統計内容を確立し得る過程にしつつあるわけです。そういう点を細部として補足的に申し上げておきます。

○竹村委員 さて私は先ほどから、農家にかけさすいわゆる共済掛金というものが非常に農家を苦痛にする。そうではないというお話ですが、これは金額を国庫で負担すべきではないかと言います。これは農家と政府とが共同でやる事業だから半々くらいの負担はやむを得ない、こういうことでございまして、これは農政局長のほんとうの考えを伺つておきたいのですが、大体はつきり言いますと、たとえば今日の政府の買上げる米価の算定にいたしましても、パリティ計算でやるとか何とか言つておられますが、實際におけるところのいわゆる生産費調査の上に立つて、拡大再生産をする米価を決定してないことは、もう統計をつかさどつておられる農林省としては、十分御承知のことだと思つて、従つてたとえ二十六年度の産米にいたしましても、これはわれ／＼常々やかましく言つておるわけではございますが、たとえば超過供出に對して二千万円を出された、つまり九千円にされたというのも、生

産費を償わなければ農家が超過供出に應じないという一つの証拠であらうと思つて、従つてあの統計の調査から言いますと、少くとも二十六年度産米はほんとうに拡大再生産をするための米価を決定しているとするならば、一千万円に近い米価でなければならぬ、これは統計上はつきりしてゐると思つて、それが、そういたしますれば、たとえば二十六年度の米を政府が二千五百五十万石七千円で買ひ上げますと、結局農家に対しては全国で七百五十億という莫大な損失を與えて買ひ上げておるわけです。二十六年度の米の供出に當つても、それだけ価格の面において農家に損失を與えてゐるわけです。それではお掛金は共同でやれというのはいささか理論的に私はどうも立たぬと思つて、しかもその上に基金制度をやるのに、二十六年度の米だけでも政府は農民に實質上負担をかけておいて、安くとつておいて三十億のうち十五億を農民に半分出せと、こういう考えから農民に掛金をかけるのはいやがる、従つて私は、あなたもまた半分半分に分けたらよいのだという考え方を持つておられますが、当然政府は全額負担すべきだ、こういう点からいつても、一年に何百億という価格の面で、米の供出が続く限りは政府は政治的に押えてゐることは、私が言わないでもあなた自身は個人としてはそう考へておられると思つて、従つて私は、少くともこの掛金については、全額国庫負担にすべきであり、しかも少々前々から委員が、農家に政府が補助金を出し過ぎると思つておられますが、私は出し足りないと思つて、農家も足りない。少くとも当然三割の減收だからやるといふのでは

なしに、一割でも二割でもあつたらやるべきだ、農民はそれくらいもちつたつて当然だと思つて、そういうことは別問題といたしましても、とにかく掛金は全額国庫負担にしない、これは農家は今後ますます経済的に追いつめられて行つた場合には、いかに強制加入であらうとも、この取立てに對しては非常な苦心と努力と相當な強権を持たなければ、この掛金が集まらないやうなときが来るのではないかと思つて、この点に對して、農家が経済的に追い詰められようとするこの際、將來に向つてそういう制度をしく考へないか。これは別の形で、たとえば保険制度に關連して、何か別な形における救済の方法を考へておられないかどうか。

もう一つは、今日農家單位に支拂うという特別の法案が出ておりますが、これだけは任意に、今試験的にやつておられますが、もしそういうことを希望する農家があるとすれば、その者には強制的でなく、任意にする考へはないか。これだけを伺つて私の質問を打ち切りたいと思つて、

○小倉政府委員 現在共済組合が掛金の徴収に非常な苦勞しておるということ、これは、実はさうなふうには私も觀察をいたしております。將來それがさらに一層苦心を要することになるかどうかといふことについては、これは農家経済の推移ともあわせ考へなければならぬと思つて、その点決してわれ／＼輕視しておるわけではございません。もう一つは米価との関係でございまして、統制価格を前提とする場合におきまして、あるいは自由価格を前提とする場合におきまして、保険料と

いつたようなものが一体米価に基本的に入つておるものであるかどうかといふことについては、非常にむづかしい問題であらうと思つております。特に自由価格の場合にはそういう問題がございまして、しかし統制価格の場合におきまして、価格算定の基礎に、日本ではいままゝならば、農家負担の共済掛金も入つておるということは論理上証明できるわけであらうかといへば、私もここで証明するわけに参らない点でありますけれども、少くとも日本の場合に農家が負担する共済掛金の部分は、被害率から算定いたしました場合、相當広範囲の大きな損害、被害に對する部分、すなわち超異常の被害に對する部分は國家が全部持つ、異常の部分には農家が半々に持つ、それから通常の部分におきましても、全國最低の部分を除きました部分については國と農家とが半々に持つといふことになつておりました。異常ないし超異常の部分については、これは何ともし米価におそらく入り得ないだらうといふことをおそろく前提としておるのではないか。全國共通の最低の部分には米価形式の点から見まして、おそろく全米価に算入されてよいし、また當然算入さるべきではないか。もし米の価格算定においてかような部分、農家負担に属する部分が入つていないとすれば、これはお説のような不便がありまして、當然困なり農民以外のものからこれは負担さるべきものではないかといふふうな考へます。そういうふうなことに對しての問題は、非常に米の価格の形成ないし保険料といつた面の形式の分析が十分でございませぬので、ここでどうであるかという結論を申し上げ

けるわけには参りませんが、御指摘の
ような問題はこれはあると思ひし、ま
た十分検討するべき問題だというふう
に考へております。

○安田説明員 ただいまの竹村委員の
御意見と農政局長の御意見を調整補足
して申し上げますと、竹村委員の御
意見を、統計から判断して掛金の農民
の負担力はどうだとか、被害の全部あ
るいは一部について全額国庫負担すべ
きかどうかという点について、農林
省は統計をやつておるから、その統計
から見ても、それが委員のおつしやるよ
うに、出ておるという点につきましては、
私は米価が合理的である限りは、
高いのがよろしいし、農民の生活水準
も引上げるのが農業政策の目的である
と思ひますけれども、農家経済調査等
について見ますと、国税の總体的な減
少、地方税の總体的な増加はあります
が、掛金等を含めた租税公課全体につ
いての農家経済の割合とか、割合の推
移でありますとか、農家経済の收支、
差引きしました余剰の問題とか、この
点について委員はお触れになりました
が、その点につきましては、去年あた
りに比べますと、今年の最近の月別状
況においては、その負担力が少なくなつ
ておるとはまだ出ておらないのじやな
かろうか、そういうふうな多少思ひま
す。それは確実には申せませんが、負
担力がよりなくなつておるといふ断定
をするところまでは行つていないので
はないか。これはより向上すべしとい
う建前であるとか、米価の形成の仕
方、農産物に災害があつた場合の負担
の仕方についてとか、財政の変化とかい
うことについて、固期的な考へ方をな
した場合は、これは別のことでござい

ますけれども、その点について本年は
三月月別の農家経済收支は赤字が出ま
したけれども、昨年は四月から赤字が
出ましたが、これは農家経済の日本の
状況から見まして、秋から春の初めに
かけては、月別に見れば黒字、その他の
部分は赤字、こういうふうになります
ので、軽々には判断できないということ
を統計マンとして御回答申し上げます。
○竹村委員 最後に一点だけ申し上げ
ます。そういう答弁をされますから、
実は農林省の統計は農民は信用しな
い。實際農民に聞きますと、黒字だと
いつておりますけれども、これはど
の国の統計だということをやつており
ます。そういう統計を出されても、農
家個々のほんとうの事情は毎年赤字で
す。それでそれから繰り出されなければ
ならぬという現実も出て来る。やみ米も
売らなければ農家は立つて行かないと
いう現実も出て来るし、いろ／＼な面
において、農家は最近に至つては、特
に農家の家計は非常に苦しい。それが
あなたの方ではあまりなからうという
言葉で表現されましたが、そういうと
ころに問題があると思ひますが、それ
は別に議論になりますので、この辺で
やめますが、ともかく實際農家の家計
というものは非常に苦しくなつてお
る。事實は赤字になつておるといふこ
とだけを実情から申し上げて打切りた
いと思ひます。

○足鹿委員 實際問題でお尋ね申し上
げたいと思ひます。昨日でありま
すか、懇談会の際にもいろ／＼非公式で
ありましたが、問題点をどう具体的に
解決して行くかという点についてい
ろいろ話合ひがありました。私はその
際に共済掛金の合理化の問題について

申し上げたのでありますが、たとえは
現在超異常あるいは異常災害に對して
は國家の負担金があるが、普通の場合
には全額農家が負担をしておる。こ
ういふようなものを現在横割りと稱して
おられるのでありますが、超異常、
異常、普通、こういうものを縦に國家
が負担をして出るといふことになりま
す。現在の横割り制度そのものより
も、強制加入の本事業の性格から見ま
しても、また無事でもしの制度がき
めて空転をしており、實際的にはあ
り効果が上つておらない現状から見
した場合に、負担の合理化、負担の
均衡性ということが私は一番重点にな
らうと思ひます。その点につ
いて、問題は予算との關係が出て来る
のでありますが、農林省としてはどう
いうふうにお考へになつております
か。いわゆる共済掛金の合理化の面か
らいつて、農家負担の掛金率をどうい
うふうにして合理化して行くかとい
うことに対して、その専門の立場に立つ
人たちが、縦割り制ということについて
は具体的な数字をあげて主張をしてお
るのであります。そういう点で、これを
もしかりに本年度の予算との關係にお
いて、私の今申しますような縦割り制を
実施した場合に、財政的な面において
どういふ關係が出て参りますか。また
これを適用した場合に、各府県の実情
に照し合つて、どういふ關係が出て
参りますか。そういう實際的な、具体
的な面についてお伺ひをいたしたいと
思ひます。

○小倉政府委員 共済掛金の國庫負担
と農家負担を現在の制度から改正する
という点を前提とした場合に、どう
いう方法があり得るか、またその方法

によつてどういふ影響が農家の各層な
り、あるいは地域的にあるかという
点に相なつておるのであります。それ
を再検討いたします場合には、先ほど
掛金の國庫負担と米価との關係につ
いてお尋ねがありましたような点もあ
わせ考慮いたしまして、農家が経営上
あるいは農産物の価格形成上、どの部
分を一体当然負担すべきであるか、あ
るいは公債のときにお話が出ました
ように、純粹に損害保險的な部分は、
一体どの程度のところであるかとい
つたようなことを、もつと實際と理論と
に精査に当たり、予算の關係もにらみ
合せて検討いたさなければ、どうい
うにやりましたならば最も公正に、
各地方の農民にさほどの苦痛を與へず
に、いわば健全な堅持で掛金を拂ふこ
とができるかということについては、今
申しましたように、相当これは検討し
なければ、ただちに結論は出て参らな
いように思ひます。

○足鹿委員 そう簡單にはなかつて結
論がつかぬのであります。この
問題になつておるわけでありま
す。いろ／＼御研究になつておること
はあろうと思ひます。全國農業共済協會が
出して参ります資料から見まして
も、おそらく本省としてよく御存じだ
らうと思ひますが、かりに四分の一の
縦割り案で行つた場合は、現行の負担率
よりも一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
字が出ておる。逆に農家負担は現行の
ものよりも、四七％が四六％に一％下
るといふ数字が出ておる。四分の一が
適當だとは私はまだ断定する根拠を持
つておりませんが、かりにこの四分の
一というもので行つた場合には、各府県
府県に實際に當てはめた場合には、ど

によつてどういふ影響が農家の各層な
り、あるいは地域的にあるかという
点に相なつておるのであります。それ
を再検討いたします場合には、先ほど
掛金の國庫負担と米価との關係につ
いてお尋ねがありましたような点もあ
わせ考慮いたしまして、農家が経営上
あるいは農産物の価格形成上、どの部
分を一体当然負担すべきであるか、あ
るいは公債のときにお話が出ました
ように、純粹に損害保險的な部分は、
一体どの程度のところであるかとい
つたようなことを、もつと實際と理論と
に精査に当たり、予算の關係もにらみ
合せて検討いたさなければ、どうい
うにやりましたならば最も公正に、
各地方の農民にさほどの苦痛を與へず
に、いわば健全な堅持で掛金を拂ふこ
とができるかということについては、今
申しましたように、相当これは検討し
なければ、ただちに結論は出て参らな
いように思ひます。

○小倉政府委員 共済掛金の國庫負担
と農家負担を現在の制度から改正する
という点を前提とした場合に、どう
いう方法があり得るか、またその方法

によつてどういふ影響が農家の各層な
り、あるいは地域的にあるかという
点に相なつておるのであります。それ
を再検討いたします場合には、先ほど
掛金の國庫負担と米価との關係につ
いてお尋ねがありましたような点もあ
わせ考慮いたしまして、農家が経営上
あるいは農産物の価格形成上、どの部
分を一体当然負担すべきであるか、あ
るいは公債のときにお話が出ました
ように、純粹に損害保險的な部分は、
一体どの程度のところであるかとい
つたようなことを、もつと實際と理論と
に精査に当たり、予算の關係もにらみ
合せて検討いたさなければ、どうい
うにやりましたならば最も公正に、
各地方の農民にさほどの苦痛を與へず
に、いわば健全な堅持で掛金を拂ふこ
とができるかということについては、今
申しましたように、相当これは検討し
なければ、ただちに結論は出て参らな
いように思ひます。

○足鹿委員 そう簡單にはなかつて結
論がつかぬのであります。この
問題になつておるわけでありま
す。いろ／＼御研究になつておること
はあろうと思ひます。全國農業共済協會が
出して参ります資料から見まして
も、おそらく本省としてよく御存じだ
らうと思ひますが、かりに四分の一の
縦割り案で行つた場合は、現行の負担率
よりも一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
字が出ておる。逆に農家負担は現行の
ものよりも、四七％が四六％に一％下
るといふ数字が出ておる。四分の一が
適當だとは私はまだ断定する根拠を持
つておりませんが、かりにこの四分の
一というもので行つた場合には、各府県
府県に實際に當てはめた場合には、ど

によつてどういふ影響が農家の各層な
り、あるいは地域的にあるかという
点に相なつておるのであります。それ
を再検討いたします場合には、先ほど
掛金の國庫負担と米価との關係につ
いてお尋ねがありましたような点もあ
わせ考慮いたしまして、農家が経営上
あるいは農産物の価格形成上、どの部
分を一体当然負担すべきであるか、あ
るいは公債のときにお話が出ました
ように、純粹に損害保險的な部分は、
一体どの程度のところであるかとい
つたようなことを、もつと實際と理論と
に精査に当たり、予算の關係もにらみ
合せて検討いたさなければ、どうい
うにやりましたならば最も公正に、
各地方の農民にさほどの苦痛を與へず
に、いわば健全な堅持で掛金を拂ふこ
とができるかということについては、今
申しましたように、相当これは検討し
なければ、ただちに結論は出て参らな
いように思ひます。

○小倉政府委員 共済掛金の國庫負担
と農家負担を現在の制度から改正する
という点を前提とした場合に、どう
いう方法があり得るか、またその方法

によつてどういふ影響が農家の各層な
り、あるいは地域的にあるかという
点に相なつておるのであります。それ
を再検討いたします場合には、先ほど
掛金の國庫負担と米価との關係につ
いてお尋ねがありましたような点もあ
わせ考慮いたしまして、農家が経営上
あるいは農産物の価格形成上、どの部
分を一体当然負担すべきであるか、あ
るいは公債のときにお話が出ました
ように、純粹に損害保險的な部分は、
一体どの程度のところであるかとい
つたようなことを、もつと實際と理論と
に精査に当たり、予算の關係もにらみ
合せて検討いたさなければ、どうい
うにやりましたならば最も公正に、
各地方の農民にさほどの苦痛を與へず
に、いわば健全な堅持で掛金を拂ふこ
とができるかということについては、今
申しましたように、相当これは検討し
なければ、ただちに結論は出て参らな
いように思ひます。

○足鹿委員 そう簡單にはなかつて結
論がつかぬのであります。この
問題になつておるわけでありま
す。いろ／＼御研究になつておること
はあろうと思ひます。全國農業共済協會が
出して参ります資料から見まして
も、おそらく本省としてよく御存じだ
らうと思ひますが、かりに四分の一の
縦割り案で行つた場合は、現行の負担率
よりも一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
字が出ておる。逆に農家負担は現行の
ものよりも、四七％が四六％に一％下
るといふ数字が出ておる。四分の一が
適當だとは私はまだ断定する根拠を持
つておりませんが、かりにこの四分の
一というもので行つた場合には、各府県
府県に實際に當てはめた場合には、ど

によつてどういふ影響が農家の各層な
り、あるいは地域的にあるかという
点に相なつておるのであります。それ
を再検討いたします場合には、先ほど
掛金の國庫負担と米価との關係につ
いてお尋ねがありましたような点もあ
わせ考慮いたしまして、農家が経営上
あるいは農産物の価格形成上、どの部
分を一体当然負担すべきであるか、あ
るいは公債のときにお話が出ました
ように、純粹に損害保險的な部分は、
一体どの程度のところであるかとい
つたようなことを、もつと實際と理論と
に精査に当たり、予算の關係もにらみ
合せて検討いたさなければ、どうい
うにやりましたならば最も公正に、
各地方の農民にさほどの苦痛を與へず
に、いわば健全な堅持で掛金を拂ふこ
とができるかということについては、今
申しましたように、相当これは検討し
なければ、ただちに結論は出て参らな
いように思ひます。

○小倉政府委員 共済掛金の國庫負担
と農家負担を現在の制度から改正する
という点を前提とした場合に、どう
いう方法があり得るか、またその方法

ういふ影響が起きて来るか。その金額の問題について予算との関係があるとおつしやいます。私は予算を要するならばこれはなかく問題だらうと思ひます。しかし実際にいって、予算との関連と申ししても、若干の金額によつて、ある程度は正がで、運営上の考慮によつてさらに効果も期待できるといふ場合には、あまり慎重々々とおつしやいませんか。これは実際に移すべき筋合いのものではなからうかと思ふ。昨日の懇談会の席上において、いわゆる事務的といふことについて、その範囲についてはなかくむずかしいのであつて、その人の考え方なり、立場なりによつてはいろいろ違つて来ますが、私はその予算を要しない場合は、ある程度金額で片がつく。なるほどある程度農民に對しても、十分とは言えないが、合理的な点について納得がつき得るという場合には、思ひ切つてこれをやつて行かなければならぬことだと思ふのです。そうした場合には、一つの仮定の上であります。この四分の一の縦割案で行つた場合には、具体的に現われて来る現象はどういふ現象が起きて来るか。そしてそれにもしこれをカバーしてこの上予算的な措置を講ずる場合には、どの程度あつたならばやり得るか、こゝう一つの仮定の上で御答弁をお願いいたします。

りませんけれども、さほどの何億といつたような数字には上らないと思ひます。しかしそういたしますことによりまして、地方による農家負担の割合といふものは、これは相当にかつて参るのであります。これまで農家負担が、割合から申しますと非常に少かつたやうな地方の負担割合が、相当増大して参るといふ地方が相当出て来るところが、一つの難点であらうといふふうに考へるのであります。

○足鹿委員 数十億という金額ではないといふお話であります。概算してどの程度でありますか、もう少し局長具体的におつしやつていただきたい。

○小倉政府委員 おそらく一億程度でいいんじやないかといふふうに思ひます。もつともこれはごく見当でございます。ですので、正確なものではございません。

○足鹿委員 大体米価にスライドして保険金が上つて行く、従つて掛金が上つて行くといふのが現状なんであります。それで今局長が言われるように、今まで低かつた地帯が、縦割した場合には農家負担が若干ふえる、こゝういふ点について難点があるではないかと、とどめて行く、現行の掛金よりも増高しないといふ前提に立つて財政措置をして行く場合には、どの程度の財源が必要になりますか。

○小倉政府委員 そういふ計算はいたしておりませんので、どの程度になるかよくわかりませんのであります。もし御必要ならばそれは計算をして差上げることにしてけつこうであります。

○足鹿委員 それでは今申しました点について計算をいたしまして、明日の

委員会に間に合うまでにひとつお願いをいたしたいと思ひます。

まだ質問はたくさんありますが、時間の御都合もあるやうであります。から、安田統計調査部長がおいでになつておりますから、私は損害評価と統計調査部との関連について、先刻竹村委員からも若干触れられましたが、具体的な問題で少し伺つてみたいと思ふのです。この農業共済関係でいつも問題になるのは、掛金の合理化の問題は先刻申し上げました通りであります。第二点が損害評価の問題、第三点が組織体系と運営上の問題に來ておると思ふのです。この損害評価の問題につきましては、現在作物統計関係で調べ出されたものに、鼻のわくが大体において当てはめられて、この損害評価にも活用されておるやに私も聞いておりますが、実際どうでありますか。

○安田説明員 作物統計作成上におのずから出て参ります被害量は、原則に作成いたしました。農政局農業保険課の方へ差上げておるわけでありまして、

○足鹿委員 この調査事項は、他の面に使うことがなか／＼困難な禁止規定等もあるやに聞いておりますから、はつきりとしたことは何えぬかと存じますが、とにかく作物統計の調査資料が、損害評価に、県段階あるいは国の段階においては活用されておるといふことは、私も大体わかるのであります。で町村の側から申しますと、自分たちの町村で評価して出したものが都で直され、県でまた是正され、国でまた県段階のものが是正を受けるというやうなところに、事実上の横溝が相当あると思ひます。しかしこれは大局に立つて運営をされて行く場

合には、著しくその主張が曲げられない限りやむを得ない場合もあるやうと思ひますが、しかし実際問題としてしまして、今起きております損害評価上のいろいろな矛盾点と申しますか、問題になる点は、その村と隣村、あるいは近隣の行政区を異にする町村と町村との間において食い違いがあるといふことが、私は大きな問題になると思ふのです。これは先日申し上げたのであります。これは先日も申し上げたのであります。これを是正し、横の連絡をとつて行くといふことには、やはり作物統計等の活用が実際面において必要になつて来ると思ひます。実際作物統計について見ましても、わずかな人でおやりになつておりますから、町村にも委託をしておられますし、委託統計調査員もおりますから、實際上においては評価委員と兼ねておる場合もありましようし、私は、そういうやうなものが渾然一体となつてうまく活用されて行くことを、むしろ期待しておるものであります。そういう面において、作物統計事務が、ほんとうに農民から感謝されて行く方向に向つて行く。今までの強権供出の裏づけとして、收获的な供出を裏つけて行く作物統計から、ほんとうに農民に感謝をされて行く作物統計事務へ切りかえて行くといふ面にも、非常に意味があることだと思ふのです。意見にわたつて恐縮であります。そういう面から、この損害評価と作物統計との有機的な関連について、あるいは調整と申しますか、そういう点についての御構想をお伺いしたいのです。

○安田説明員 足鹿委員の御期待されておりますことにつきまして、私不敏

にしてよく了解できない点がありますので、お答え申し上げます。ところが御満足いただけるかどうか、いささか忸怩たるものがあるのをごさいます。農業統計、特に作物統計が、委員のおつしやいますように、農業及び農民に役立つて、少くとも国家的公平と農民の利益ないし意思と一致するように統計を持つて行くことにつきましては、私も農林省全体といたしまして、その方向に向かうやうに思ひます。その努力中でありまして、特に問題の焦点となつております農業保険と作物統計の点につきましては、この見地から、二十五年の表から特にそれに気を使ひまして、二十六年の表及び米につきましては、作物統計上多年研究をいたしました原則基準反収と申しますか、平年反収を、私どもの統計上使用いたしましたものと農業保険の損害再評価に使用いたしますものとを一致せしめたのであります。米におきましては、なおデータの不足がありまして、全国のうちまだ四県ふそろいでありまして、それから評価上の被害減収尺度につきましてもこれをそろえました。残りの委員のおつしやいますように、私どもの統計推計単位といたします自信のある、統計価値のある調査単位区別といふことではあります。これが一致しておりますことと、組織と申しますか、機構が何とかならないか、組織体系が何とかならないかといふこと、あるいはその運営との二点にならうと思ひます。

第一につきましては、遺憾ながら行政機構あるいは行政整理等の関係もありまして、昭和二十四年には一万七千名を越える人がありまして、そうして

合には、著しくその主張が曲げられない限りやむを得ない場合もあるやうと思ひますが、しかし実際問題としてしまして、今起きております損害評価上のいろいろな矛盾点と申しますか、問題になる点は、その村と隣村、あるいは近隣の行政区を異にする町村と町村との間において食い違いがあるといふことが、私は大きな問題になると思ふのです。これは先日申し上げたのであります。これは先日も申し上げたのであります。これを是正し、横の連絡をとつて行くといふことには、やはり作物統計等の活用が実際面において必要になつて来ると思ひます。実際作物統計について見ましても、わずかな人でおやりになつておりますから、町村にも委託をしておられますし、委託統計調査員もおりますから、實際上においては評価委員と兼ねておる場合もありましようし、私は、そういうやうなものが渾然一体となつてうまく活用されて行くことを、むしろ期待しておるものであります。そういう面において、作物統計事務が、ほんとうに農民から感謝されて行く方向に向つて行く。今までの強権供出の裏づけとして、收获的な供出を裏つけて行く作物統計から、ほんとうに農民に感謝をされて行く作物統計事務へ切りかえて行くといふ面にも、非常に意味があることだと思ふのです。意見にわたつて恐縮であります。そういう面から、この損害評価と作物統計との有機的な関連について、あるいは調整と申しますか、そういう点についての御構想をお伺いしたいのです。

○安田説明員 足鹿委員の御期待されておりますことにつきまして、私不敏

にしてよく了解できない点がありますので、お答え申し上げます。ところが御満足いただけるかどうか、いささか忸怩たるものがあるのをごさいます。農業統計、特に作物統計が、委員のおつしやいますように、農業及び農民に役立つて、少くとも国家的公平と農民の利益ないし意思と一致するように統計を持つて行くことにつきましては、私も農林省全体といたしまして、その方向に向かうやうに思ひます。その努力中でありまして、特に問題の焦点となつております農業保険と作物統計の点につきましては、この見地から、二十五年の表から特にそれに気を使ひまして、二十六年の表及び米につきましては、作物統計上多年研究をいたしました原則基準反収と申しますか、平年反収を、私どもの統計上使用いたしましたものと農業保険の損害再評価に使用いたしますものとを一致せしめたのであります。米におきましては、なおデータの不足がありまして、全国のうちまだ四県ふそろいでありまして、それから評価上の被害減収尺度につきましてもこれをそろえました。残りの委員のおつしやいますように、私どもの統計推計単位といたします自信のある、統計価値のある調査単位区別といふことではあります。これが一致しておりますことと、組織と申しますか、機構が何とかならないか、組織体系が何とかならないかといふこと、あるいはその運営との二点にならうと思ひます。

○小倉政府委員 たとえてのお話でございますが、四分の一の部分を共通に國庫負担にするといふやうなことをいたします場合には、これは予算的にはどう何億といつたやうな國庫負担の増額はおそろく要しないだらうと思ひます。ここに計算したものを持つてお

りまして、明日の

合には、著しくその主張が曲げられない限りやむを得ない場合もあるやうと思ひますが、しかし実際問題としてしまして、今起きております損害評価上のいろいろな矛盾点と申しますか、問題になる点は、その村と隣村、あるいは近隣の行政区を異にする町村と町村との間において食い違いがあるといふことが、私は大きな問題になると思ふのです。これは先日申し上げたのであります。これは先日も申し上げたのであります。これを是正し、横の連絡をとつて行くといふことには、やはり作物統計等の活用が実際面において必要になつて来ると思ひます。実際作物統計について見ましても、わずかな人でおやりになつておりますから、町村にも委託をしておられますし、委託統計調査員もおりますから、實際上においては評価委員と兼ねておる場合もありましようし、私は、そういうやうなものが渾然一体となつてうまく活用されて行くことを、むしろ期待しておるものであります。そういう面において、作物統計事務が、ほんとうに農民から感謝されて行く方向に向つて行く。今までの強権供出の裏づけとして、收获的な供出を裏つけて行く作物統計から、ほんとうに農民に感謝をされて行く作物統計事務へ切りかえて行くといふ面にも、非常に意味があることだと思ふのです。意見にわたつて恐縮であります。そういう面から、この損害評価と作物統計との有機的な関連について、あるいは調整と申しますか、そういう点についての御構想をお伺いしたいのです。

○安田説明員 足鹿委員の御期待されておりますことにつきまして、私不敏

にしてよく了解できない点がありますので、お答え申し上げます。ところが御満足いただけるかどうか、いささか忸怩たるものがあるのをごさいます。農業統計、特に作物統計が、委員のおつしやいますように、農業及び農民に役立つて、少くとも国家的公平と農民の利益ないし意思と一致するように統計を持つて行くことにつきましては、私も農林省全体といたしまして、その方向に向かうやうに思ひます。その努力中でありまして、特に問題の焦点となつております農業保険と作物統計の点につきましては、この見地から、二十五年の表から特にそれに気を使ひまして、二十六年の表及び米につきましては、作物統計上多年研究をいたしました原則基準反収と申しますか、平年反収を、私どもの統計上使用いたしましたものと農業保険の損害再評価に使用いたしますものとを一致せしめたのであります。米におきましては、なおデータの不足がありまして、全国のうちまだ四県ふそろいでありまして、それから評価上の被害減収尺度につきましてもこれをそろえました。残りの委員のおつしやいますように、私どもの統計推計単位といたします自信のある、統計価値のある調査単位区別といふことではあります。これが一致しておりますことと、組織と申しますか、機構が何とかならないか、組織体系が何とかならないかといふこと、あるいはその運営との二点にならうと思ひます。

のであります。ただその場合、私どもが非常に考えなければなりません。点は、郡なりあるいは県なり、あるいは全国でも同じでございしますが、統計組織の被害高調査を重要視すればするほど、その内訳をどうするかということが大きな問題になつて来るのであります。内訳がわからないということでは、これはなか／＼そのままのむけには行かなくなるということに相なるのであります。ちやうど御承知の通り、供出制度のもとにおきまして、作物統計を基礎にすればするほど、だんだんと統計が最末端の村まで実収高が把握されなければ困るではないかということが、一般的な輿論になりましたように、たとえばさしあたりは、県段階においてある程度信憑力があるということ、県段階における被害高調査を、損害評価のわくと申しますが、基準とするといったような場合には、それならば一体町村はどうなるのだということ、県内の町村の関係者の交渉なり、あるいはその争ひにまかすわけにはなか／＼参りません。どうしても町村まで行かなければならぬということにおのずからなると思うのであります。町村まで被害高調査をやり、それが相当信憑力があるというふうにいたしました場合に、一体どの程度の人員なり、予算の増加を要するかということにつきますしては、これは統計調査部長からお話するのが適當ではないかと思ひますが、終戦直後作物統計がだん／＼と拡充されて参りまして、その人員が、最高になりましたときはおそらく二万人内外ではなかつたかと思ひますけれども、それでもつて初めて町村別の収量統計がつかめやしないかと考えられ

ておつたというのを思い起します。ならば、被害高と申しまして、当然実収高も相伴わなければ、客観的にこそ把握することがむずかしいだろうと思ひますので、少くともその程度の規模に充実されるというところが、あるいは必要になつて来るのじやないかと思ひます。さうな点につきましては、ではさうなつた方がよいのか、それほどこまで国費を費して、統計の資料を充実にしたいのかということにつきましては、十分ひとつこのたび設置されます小委員会等におきまして、御検討、御批判を願ひたいというふうに考へます。

○安田説明員 局長のおつしやつた趣旨に従ひまして、研究いたしますものならば、研究いたします。

○足尾委員 それでは今の局長の御答弁によりまして、大体さういふ過去の経験等もありまして、今私が申し上げたことについていろいろとお聞き願ひつたと思ひますので、大体の具体的なものをひとつ御研究いただきまして、少くとも小委員会等にはその資料がいただけるように、御盡力いただきたい。それから私はあけ足をとるわけではありませんが、局長の今の御答弁に、町村の場合に内容を一体どうするか、いわゆる一筆々々の内容についての決定がな／＼困難である、県の場合には大体できるけれども、町村の問題は困難だ、こういうお話であります。しかし県の場合は架空にできるわけではなしに、それはやはり郡、町村、部落、個人と、やはり系統的に上つて来ておるはずなんです。従つて県の場合は、いわゆる内容の検討は別として、活用で

きるが、町村の場合にはできないという考へ方は、私は少し矛盾しておると思ふ。もしほんとうに統計が権威あるものとするならば、現在町村の場合を見ましても、常にその内容は一目瞭然になつておらなければならぬはずなんです。それでなくして、県段階の場合には適用できるが、町村の場合には適用が困難だということ、私は少し当らない御答弁であると思ふ。それであるならば、その運営については、村の損害評価委員というものが、実質的にその内容をほんとうに村民の総意を受けてやつて行く、こういう運用の面において、私は片がついて行くのではないかと思ふ。なか／＼困難ではありますけれども、県の場合はその内容については、あるいは国の場合において、県から出て来たものは、一応再評価の場合、国がふところぐあひを見てきめて行く場合に参考にするけれども、町村の場合にはできないということでは、まことに困るのであります。さういつた面では、私は先刻から御質問申し上げてゐるのは、いわゆる町村で、ある一つの大体客観的な町村の被害高というものが、ある程度積み上げられて行く。しかしそれはあくまでも作物統計上から出た調査でありまして、いわゆる農業共済の目的に出たものではないとするならば、これとの調整は、損害評価委員が具体的に當つて、そして内容を決定して行くということも、私はできると思ふ。さういつたことを私は先刻から申し上げておるのであります。町村の内容といふものが、やはりあるはずなんです。それがなければ、郡ができ、県ができ、国が参考にされる場合には不具識きますることになる

のでありまして、さういつた面では、町村の内容は不十分であるということ、私は私どもは認めますが、町村の内容が一筆々々にあるから、ほとんどそれがむずかしいということに至りますと、現在の統計調査機構そのものについてすらも、われ／＼は異論をさしはさみたくなつて来るのであります。重大な問題であらうと思ふ。さういふでたらめな、下の方は推定でやつておつて、その上の方は推定でやつておつて、さういふ考へ方に立つた場合には、現在の作物統計機構そのものが、私はぐらつて来ると思ふ。さうであるならば、その統計機構そのものを徹底するために、もつと国家が財政投資をするなり、予算的措置を講じて、権威あるしめて行かなければ、農民としても信用できませんし、国の農林統計自体も私は信頼が置けない結果になりはしないかと思ふ。これは別にあけ足をとるわけではありませんが、さういつた面では、村の内容が、現在の作物統計の人員なり、あるいは予算なり、機構では不十分である、しかし村としてのある程度の被害高というものを、客観的なものが積み出されて来るならば、その内容について、私は村の損害評価委員というやはり共済法に基いた機構が活動に動いて、ほんとうに村民の信頼を受けた評価委員がその評価に當つて、そこに作物統計事務から出て来たものが、この共済制度の被害高の調査に、具体的に内容的に裏づけができて行く、さういふことが私は望ましいのではないかと思つて、先刻から申し上げておつたわけでありまして、別にあけ足をとるわけではありませんが、さういつた意味において、作物事務というも

のと——これには予算には限りがありまうから、理想論ばかり言ひましても切りがありませんが、不十分ならば、その村におけるところのある一つの山を擁ぎ出す、それにはやつぱり評価委員が協力をして行く、そしてその出たものに対する内容というものは、やはり損害評価委員が責任をもつて、村民の納得の行くような損害評価の内容をきめて行く、さういふことは私はある程度考えられるのではないかと思つて申し上げておきます。ともかくともさういつた考へ方で、この損害評価方式をもう少し是正して行くということは、根本的な施策のうち一番大きな問題でもありまして、また具体的に私はやり得ると思ふのであります。数字等は、小委員会等に資料をいたした上で、さらにいろいろと申し上げてみたいと思ひます。

組織体系の問題で、農協との関係とか、いろいろ重要な点について、私質疑を殘しておりますが、他の行事の妨げになつても恐縮でありますから、後日に保留をいたしたいと思ひます。

○河野委員長代理 この際小委員会設置についてお諮りいたします。昨日の委員会におきまして、農業共済関係の三法案の取扱いに關して懇談いたしました際、農業共済制度に關する基本的な問題については、改めて別途に小委員会を設けて調査せしめ、速急に結論を得るようになつたというところでありました。つきましてはあらためて正式にお諮りいたしますが、右の小委員会を設置することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河野委員長代理 御異議なしと認めます。

なおただいまの小委員会における委員の數、小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河野委員長代理 その氏名は追つて公報をもつてお知らせいたします。本日はこれをもつて散會いたします。

午後零時五十一分散會

〔参照〕
畜大競技法案（原田雪松君外四十四名提出）に關する報告
〔都合により別冊附録に掲載〕